

非行少年の就労支援について

諸葛 清愛

- 1 はじめに
- 2 現状について
- 3 就労支援の抱える問題
- 4 解決するためには
- 5 終わりに

1 はじめに

令和5年の犯罪白書によると、令和4年における少年院の出院者は1,363人である。法務省大臣官房司法法制部の資料によると、出院者の進路は、36.8%が就職決定しており、その他進路未定、進学以外に41.4%が就職希望¹となっており、就職希望の出院者が多くいることが分かる。

また、平成23年の犯罪白書から、保護観察処分少年・少年院仮退院者のうち保護処分取消して終了した者の比率は、無職であった者の方が、有職又は学生・生徒であった者に比べて顕著に高いことが分かる。特別調査においても、本件少年院出院後の保護観察終了時に有職及び学生・生徒等であった者に比べ、無職であった者では、その後刑事処分に至った者の比率が顕著に高く、その半数近くに上っている。意識調査においては、就学・就労の挫折や中断を非行や犯罪の原因と認識する者の比率が、特に若年犯罪者においてかなり高かった²。以上の少年の認識から考えると、再犯・再非行防止の観点から就労の支援を行うことが重要だと考え、社会復帰するために必要な支援について検討していく。

2 現状について

2016年、再犯の防止等に関する法律が制定された。同法第13条では、非行少年に対する支援について、「国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。

再犯防止等の推進に関する法律第1条には、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進す

¹ 平成5年度版犯罪白書第3編第2章第4節4

https://hakusyo1.moj.go.jp/70/nfm/n70_2_3_2_4_4.html#n2_3_2_4_4_1

² 平成23年度版犯罪白書第7編第6章第2説2

https://hakusyo1.moj.go.jp/58/nfm/n_58_2_7_6_2_2.html

ること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要だとし、同法第3条の基本理念において、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。と規定している。

就労支援について定められている同条12条では、国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。としている。

少年院では、キャリアカウンセリングを通して、在院者への就労への意欲換気を行うとともに将来就きたい仕事に対するイメージを持たせる教育・支援を行っている。また、ハローワークとの連携などにより、出院後の就労先の確保に力を入れている。さらには、矯正教育の一環として実施している職業指導について令和4年度に見直しを行い、ICT技術科、総合建設科、製品企画科等の新たな職業指導種目を設けるなどして、充実強化を図っている³。

保護観察所では、保護観察中の物を雇用する場合の相談を受け付けている。他にも、協力雇用主の登録、求人の方法、雇用に当たって利用できる制度の説明などの支援を実施している。

少年院在院者に対しては、刑務所出所者と同様に、雇用する意志のある企業が特定の施設を指定して求人票を登録することが可能である「受刑者等専用求人」⁴がある。

また、矯正就労支援情報センター室（コレワーク）では、雇用情報提供サービス、採用手続支援サービス、就労支援相談窓口サービスなどのサービスを実施しており、全国に8箇所設置されている⁵。

3 就労支援の抱える問題

上記で述べた就労支援の問題点について、就労の継続が困難である、就職率が低い、民間の協力が不可欠の3点から指摘する。

まず、就労を継続することが困難であるという点がある。再非行防止のためには、安定

³ 明日につなぐ 少年院のしおり

<https://www.moj.go.jp/content/001424033.pdf>

⁴ 法務省「受刑者・少年院在院者に対する就労支援対策について」

<https://www.moj.go.jp/content/001222539.pdf>

⁵ コレワーク

<https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/CORRE-WORK/gaiyo/>

した生活を確立する必要があり、就労を継続しなければ、就労支援の意義は薄れてしまう。実際に、令和5年の犯罪白書によると、少年院在院者、保護観察処分少年の転職歴ありの構成比が、少年院在院者では74.6%、保護観察処分少年では48.5%であった。また、少年院在院者では、対人関係が合わなかったことを転職理由として挙げるものが多い⁶など、就職状況の困難さを感じられる。また、法務省保護局が平成31年に実施した「協力雇用主に対するアンケート調査」では、協力雇用主として雇用した犯罪や非行をした人の平均的な勤務継続期間はだいたいどれくらいですかという質問への回答では、20.7%が6か月以内にやめており、およそ5割が半年以内に辞職している⁷という結果が出ている。

次に、就職率が低いという問題である。初めに述べたように、令和4年における少年院の出院者は1,363人であり、出院者の進路は、36.8%が就職決定しており、その他進路未定、進学以外に41.4%が就職希望となっている。しかし、少年矯正統計年報によると、令和4年における出院者のうち、就労支援の対象者に選定されて支援を受けた者は393人（28.8%）、そのうち就職の内定を得た者は148人（出院者の10.9%、就労支援を受けた者の37.7%）⁸であったとしており、就職の内定を得たものは出院者全体の約1割ほどであることなどが分かる。前述した就労支援の他にも在院中に就労先を決まられるような更なる強化が求められていると考えられる。

最後に、民間の支援が必要不可欠であるという問題がある。就労支援が重要視されるのは、雇用によって安定した生活を維持し、再非行防止、社会復帰に繋げるためであると考ええる。そのためには、少年院在院中、保護観察期間中の支援も重要であるが、出所後の居場所作りも重要である。また、社会的に不利な条件である前歴を抱えながら就職活動を行うことは困難である。実際に、民間と協力しながら就労支援を行っている制度として、協力雇用主がある。協力雇用主とは、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主の方である。現在、全国で約25,000の協力雇用主が協力してくれている。協力雇用主への支援もあり、具体的な接し方や配慮すべき事項については、保護観察所が相談に乗ってくれる。さらに、奨励金制度もあり、保護観察の対象となった人を雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対し、年間最大72万円の奨励金を支払っている⁹。以上のように、これからも少年の社会復帰・就労支援を継続していくには、民間の協力が不可欠である。

⁶ 令和5年版 犯罪白書 第7編/第6章/第3節/2

https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/70/nfm/n70_2_7_6_3_2.html

⁷ 法務省保護「協力雇用主に対するアンケート調査」

<https://www.moj.go.jp/content/001290742.pdf>

⁸ 令和5年度版犯罪白書第3編第2章第4節3（5）

https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/70/nfm/n70_2_3_2_4_3.html#n2_3_2_4_3_5

⁹ 法務省「協力雇用主」

https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00030.html

4 解決するためには

上記で述べた問題点を改善するための施策について考えていく。

少年の離職理由は、「転居・転職」などの本人に責めのない理由によるものは比較的少なく、「人間関係の不和」「勤務怠け」「給料・待遇による不満」等本人の意識、資質に関わるものが大勢を占めている¹⁰。このことから、就労の継続を図るうえで、少年本人の意識を是正し、仕事に取り組む姿勢、人間関係を構築するコミュニケーション能力の問題が大きいと考える。具体的には、職場体験の充実を挙げたい。職業について詳しく知らないまま資格を取っても、認識の違いから不満がたまり、勤務怠けに繋がり、継続困難に陥る、就職先とのマッチングが上手くいかない原因になってしまう。そのため、インターンのように短期間で職を体験することで、就労意欲を促進する効果があると考え。現在でもトライアル雇用という職業経験の不足などから就職が困難な人を、原則3か月間の施行雇用することで、対象者がその仕事に向いているかなどを見極め、正規雇用へ移行するきっかけとすることを目的とした制度がある。しかし、この制度には、紹介日の前日時点で離職している期間が1年を超えているなどの対象者制限があり、誰でも支援を受けられるわけではない。そのため、少年院内で就職先の情報を働くことをイメージして知れる制度が必要だと考える。1日だけでも業種別に職業体験できる制度が必要である。これによってミスマッチを防ぐことが可能になる。

また、受刑者等専用求人を充実させることも求められる。今は、一般の求人と同様に最寄りのハローワークの求人申込書に条件の設定、雇用を希望する矯正施設の設定を行い、これをハローワークや矯正施設から受刑者等に求人賞を提供し、求職者の希望に応じて、紹介の連絡を行っている。矯正施設を指定しない場合には、求職者のニーズに応じて矯正施設に提供されることになっている¹¹。指定する矯正施設は、コレワークで相談することができるが、この施設は全国に8か所しかなく、相談ダイヤルもあるが密な相談が難しいと考える。この制度では、少年の意思を十分に尊重した就労支援を実施できない。社会復帰するには、自立した生活が求められ、将来設計を立てていく必要がある。その1つとして、今と違う生活圏に引っ越したい、寮がある会社に入りたいなどの個々人の希望があるだろう。この情報を事業者と共有することで、より事業主の求めている人材の確保がしやすいというメリットが生まれる。

¹⁰ 第22回早稲田矯正保護展実行委員会「第22回早稲田矯正保護展 少年院出院者の社会復帰への道」

https://prj-wipss.w.waseda.jp/hogoten_report_2017.pdf

¹¹ 法務省「犯罪や非行をした人の立ち直りを支える」

https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/CORREWORK/pdf/CORREWORK_sogo_pamphlet.pdf

5 終わりに

就労支援は、少年院出所後にも必要になってくる立ち直り支援の1つである。そのため、就職先となる民間の企業の支援は必要不可欠である。この問題点を解決するために、民間に頼らないとするのではなく、民間の事業主にも少年にも両社に利点のある関係構築をすることが望ましいと考える。民間の事業者と協力しながら、少年が自主性をもって働き続けられる環境の提供が、再犯、再非行防止につながるのではないだろうか。